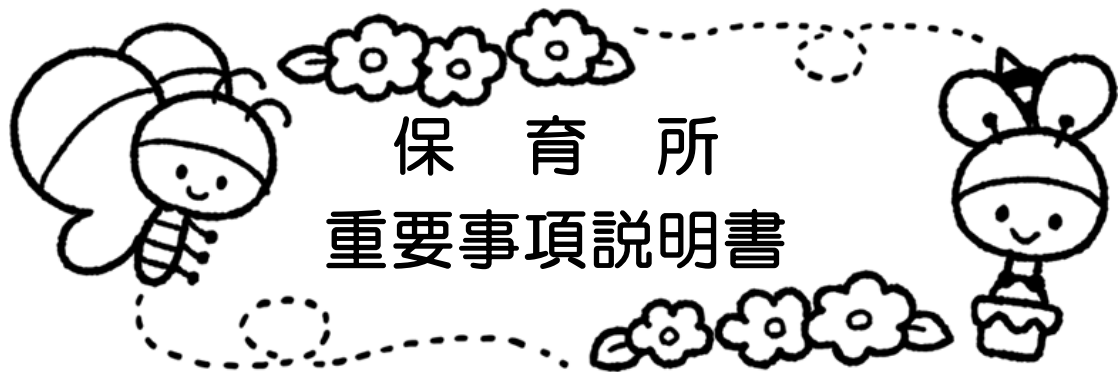




1. 施設運営主体
2. 利用施設
3. サービスの目的・運営方針
4. 当園における施設・設備等の概要
5. 職員の設置状況
6. 保育を提供する日
7. 保育を提供する時間
8. 提供する保育等の内容
9. 利用料金
10. 利用の終了に関する事項
11. 嘱託医
12. 緊急時の対応
13. 要望・苦情等に関する相談窓口
14. 非常災害時の対策
15. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額
16. 当園におけるその他の留意事項

別 表 1

社会福祉法人 こどものあした福祉会
ちびっこはうす保育園

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 こどものあした福祉会
所 在 地	〒400-0831 山梨県甲府市上町 1246-3
連 絡 先	(電話)055-269-5575 (FAX)055-269-5585
代 表 者 氏 名	理事長 宮澤 由佳

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ちびっこはうす保育園
施 設 の 所 在 地	〒400-0831 山梨県甲府市上町 1246-3
連 絡 先	(電話)055-269-5575 (FAX)055-269-5585
管 理 者	園長 宮澤江梨子
対 象 園 児	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする乳児(6ヶ月)から2歳児(未満児)
利 用 定 員	満3歳以上の児童 0人 満1歳以上満3歳未満の児童 17人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成 23 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	

3 サービスの目的・運営方針

ちびっこはうす保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、子どものありのままを受け止めその特徴が生かされるように援助します。
- (2)「当園」は、園と保護者と地域が連携できるように話し合いの時間を大切し、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (3)「当園」は、子どもと大人がともに成長し合えるような環境づくりに努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1)施 設

①

敷 地	敷地全体	277.16 m ²
	園庭	90.00 m ²
園 舎	構 造	木造2階建
	延べ面積	109.70 m ²

②

敷 地	敷地全体	233 m ²
園 舎	構 造	鉄筋1階建
	延べ面積	150.19 m ²

(2)主な設備

①

ほふく室	1室	26.99 m ²
保育室	1室	20.24 m ²
便所・沐浴室	1室	4.22 m ²
調理室	1室	2階
医務室・休憩室	1室	2階
職員室	1室	2階

②

乳児室	1室	6.62 m ²
一時預かり室		21.43 m ²
こども誰でも通園室		28.05 m ²
便所・沐浴室	1室	4.97 m ²
授乳コーナー	1室	2.83 m ²
会議室	1室	16.41 m ²

5 職員の設置状況

- (1) 園 長 1 名（常勤）
- (2) 保 育 士 12 名（常勤 5 名・非常勤 5 名）
- (3) 栄養士（調理員） 1 名（常勤）
- (4) 事 務 員 2 名（常勤 1 名・非常勤 1 名）

※ 条例の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち 8 時間
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち 8 時間
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

月曜日から土曜日。但し、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園

7 保育を提供する時間

ご家庭の就労実態に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するものです。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8 時 30 分から 16 時 30 分迄の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

※なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

7 時 30 分から 8 時 30 分まで、又は 16 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供します。時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく

通常の保育料の他に、認定によっては、別途利用者負担（別表-1）が必要となる場合があります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 五感を刺激する外遊び中心の保育

おさんぽ、砂あそび、どろんこ、水あそびなど、身近な自然素材に触れる活動

(3) 送迎は、保護者が責任をもって行うこととする。

(4) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

- (5) 一時預かり保育
月曜日から金曜日の8時30分から16時30分までの範囲内で一時預かり保育を提供します。
(利用に当たっては、利用者負担が必要となります)。
- (6) こども誰でも通園制度
月曜日から木曜日の9時30分から15時00分までの範囲内で保育を提供します。
(利用に当たっては、利用者負担が必要となります)。
- (7) その他、この規定に定めるもののほか、必要事項は施設長(園長)がその都度定める。

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用(別表-1)を負担していただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (2) 入所児が長期にわたり入院し、退院の見込みがないとき
- (3) 私的契約時の保護者が退所を申し出たとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

- (1) 小児科

医療機関の名称・院長名	小瀬こどもクリニック 院長 高野 美紀子
所在地・電話番号	甲府市下小河原町 35-5 (tel) 055-243-7766

- (2) 歯科

医療機関の名称・院長名	本田歯科医院・小児歯科 院長 本田 千畝
所在地・電話番号	甲府市古上条 148 (tel) 055-243-3773

12 緊急時の対応

お預かりしている園児の体調が急変し、当園での看護が困難と判断した場合は、保護者に連絡しお迎えをお願いすることがあります。また緊急事態が発生した場合には、保護者の了承のもと緊急連絡先及び医療機関等へ速やかに連絡を行い、受診することもあります。

(但し、緊急の場合は指定の病院になります。)

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

※ 当園では、下記のほか連絡帳等により随時、要望・苦情等に係る相談を受け付けています。

当園ご利用相談窓口	第三者委員会
・窓口担当者 園長 宮澤江梨子 ・ご利用時間 8:30 ~ 17:30 ・連絡先 (TEL) 055-269-5575 (FAX) 055-269-5585 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	(1) 鷹左右 誠 様(監事) 〒400-0845 甲府市上今井町 2255-2 (TEL) 090-4222-6199 (2) 田中 謙一 様(弁護士) 〒400-0815 甲府市国玉町 654-2 (TEL) 055-287-8101

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画書により対応します。
防 災 設 備	・自動火災報知機 有 ・消火器の設置 有 ・非常食の備蓄 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避 難 場 所	・第一避難場所 園 庭 ・第二次避難場所 駐車場 ・第三次避難場所 園外空地

【 災害時緊急連絡先 】 保育園携帯電話 080-2560-4325
e-mail hoikuen-1@kodomoashita.jp
Gmail [kodomoashita.2011@gmail.com](mailto:kodomonoashita.2011@gmail.com)
(※ Gmail は緊急時のみ対応)

1.5 利用者に対しての保険について

当園では、不測の事故に対応する為に保険に加入しております。保育者は、お子さまの安全に十分配慮しますが、万が一事故が発生した場合、保険適用範囲内では保障されます。

既往症等の原因での事故等、保育者の故意または重大な過失によって発生したものでない事故等に関しましては責任を負いかねます。

1.6 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
駐車場の利用について	・駐車所でのアイドリングはご遠慮ください。 ・必ずエンジンを止めて、施錠して送迎をしてください。 ・駐車する際は、奥から番号順に詰めて下さい。(P28 参照)
変 更	住所・電話番号等の変更、ご家庭の状況の変化・変更があった時点で必ず園にお知らせください。

1.7 その他

感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)、災害などの状況によっては、日常の保育や行事について、中止や実施方法の変更となることがございます。ご理解、ご協力をお願いします。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名：ちびっこはうす保育園
説明者 職名： 園長 宮澤 江梨子

別 表 1

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
行事に係る参加費用	- 親子遠足等でのバス費用等の実費があった場合。 - 保護者及び保護者以外の同行者（祖父母・兄弟姉妹等） - 給食試食会の保護者の給食費 - 親子レクレーション等の活動での、制作等の材料費	実費 実費 実費
衛生管理費	おむつ処理を含む感染症予防対策費	5,000 円(年間)

2 開所時間外保育はありません。

やむをえず、不測の事態等で閉所時間(月～金曜日)18時30分、(土曜日)12時30分よりお迎えが遅れた場合は、**200円/5分**の利用者負担が発生します。

3 保育**短時間**認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の時間外保育に係る利用者負担

時間外保育時間	金額	おやつ提供	備考
【時間外保育】 7:30 前	受け入れできません	なし	
【早朝保育】 7:30～8:30	100 円/30 分	なし	原則、就労の方
【夕方保育】 16:30～18:00	100 円/30 分	なし	原則、就労の方
18:00～18:30	100 円/30 分 +おやつ代 100 円	有り	原則、就労の方
【時間外保育】 18:30 以降	受け入れできません	なし	お迎えが遅れた場合は、 200 円/5 分

4 保育**標準時間**認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の時間外保育に係る利用者負担

時間外保育時間	金額	おやつ提供	備考
【時間外保育】 7:30 前	受け入れできません	なし	
【早朝保育】 7:30～8:30	なし	なし	原則、就労の方
【夕方保育】 16:30～18:00	なし	なし	原則、就労の方
18:00～18:30	おやつ代 100 円	有り	原則、就労の方
【時間外保育】 18:30 以降	受け入れできません	なし	お迎えが遅れた場合は、 200 円/5 分

5 当園は、上記費用の支払を受けた場合は領収証を交付します。